

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		工事原因者への工事施工命令
根拠法令及び条項		道路法第22条第1項
所 管 部 課 係 名		インフラ整備部道路管理課管理係
処   分   基   準	関 係 条 項	
	基 準  (未設定の場合はその理由)	<p>【根拠条文】 (工事原因者に対する工事施行命令等) 第二十二條 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）